

(案)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力委員会委員長

日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業の変更の許可に  
ついて（答申）

平成24年1月27日付け平成22・10・20原第1号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第51条の5第3項において準用する法第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

法第51条の5第3項において準用する法第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本変更申請は、日本原燃株式会社が同再処理事業所廃棄物管理施設において、①固型物収納体及び低レベル放射性廃棄物ガラス固化体を受入れ・貯蔵するため、設備変更を行うもの、②放射性廃棄物の管理に伴って発生した固体廃棄物の量を考慮し、保管廃棄施設の最大保管廃棄能力を向上させるもの、③廃棄物管理施設の周辺監視区域と廃棄物管理施設の敷地に隣接する核燃料物質使用施設の周辺監視区域との一元化等の観点から、廃棄物管理施設の周辺監視区域を拡大するために、敷地の面積・形状を変更するものである。

1. 法第51条の3第1項第1号（計画的遂行）

本申請に係る変更は、既許可の廃棄物管理施設において、廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類として、新たに固型物収納体及び低レベル放射性廃棄物ガラス固化体を追加することに伴う設備の変更等を行うものであり、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第51条の3第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、50億円としている。当該工事に要する資金は、日本政策投資銀行及び一般借入金により調達する計画としている。このため、本変更に係る工事に要する資金の確保の見通しがある。

また、事業の収支見積もりにある収益については、電気事業者との役務契約に基づき確保していくこととしている。

このことから、廃棄物管理の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有していると認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。